

リモコン式草刈機の貸出しの流れ

利用団体

下田土木事務所

①利用団体登録(初回のみ、最大3年間有効)

利用団体登録申請
(様式第1号)

※添付書類
位置図、写真、など

申請

審査・受付

許可証交付

団体登録は許可日より
最大3年間有効

利用団体登録許可
(様式第2号)

問合せ先 企画検査課 (電話番号)0558-24-2113
(メール)shimodo-kikaku@pref.shizuoka.lg.jp

②草刈機貸出し

貸出希望届
(様式1)

※貸出希望日の2週間前までに予約

予約

受付・可否確認

受渡場所、日時等の調整

貸出

操作マニュアル、
使用上のポイントを
必ず確認すること

使用后

使用実績報告
(様式3)

※写真などを添付

返却・報告

点検・動作確認

問合せ先 維持管理課 (電話番号)0558-24-2117
(メール)shimodo-kikaku@pref.shizuoka.lg.jp